

特別養護老人ホーム こすもす倶楽部

重要事項説明書

(指定介護老人福祉施設)

当施設は介護保険の指定を受けています。
(兵庫県指定 第2874200245号)

当事業所はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意していただきたいことを次の通り説明します。

目次

- 1 施設経営法人
- 2 ご利用施設
- 3 居室の概要
- 4 職員の配置状況
- 5 当施設が提供するサービスと利用料金
- 6 契約の終了について
- 7 残置物引取人
- 8 苦情受付について

社会福祉法人 あいおい福祉会
特別養護老人ホーム こすもす倶楽部

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 あいおい福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 兵庫県相生市野瀬1356番地 |
| (3) 電話番号 | 0791-24-0600 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 南條 登 |
| (5) 設立年月日 | 平成11年10月15日 |

2. 施設概要

- | | |
|---------------|---|
| (1) 施設の種類 | 指定介護老人福祉施設 (平成16年4月10日)
兵庫県第2874200245号 |
| (2) 施設の目的 | 要介護状態等になった場合においても、有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持に努めることを目的とします。 |
| (3) 施設の名称 | 特別養護老人ホーム こすもす倶楽部 |
| (4) 施設の所在地 | 兵庫県相生市野瀬1356番地 |
| (5) 施設の構造 | 鉄筋コンクリート造 4階建
敷地面積 6,443.69㎡
延べ床面積 5,642.15㎡ |
| (6) 施設までの交通案内 | 神姫バス 野瀬バス停より徒歩5分
JR相生駅からタクシーで10分 |
| (7) 電話番号 | 0791-24-0600 |
| (7) 施設長(管理者) | 中嶋 恵子 |
| (8) 当施設の運営方針 | 要介護認定を受けられた高齢者及びそのご家族が安心して生活を営むことができることを目的とし、高齢者が明るく楽しく自由に尊厳をもって生きることを支援します。 |
| (9) 開設年月日 | 平成16年4月10日 |
| (10) 入所定員 | 70名 |

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室	70	一室13,62㎡～ 50室トイレ・洗面台を配備 新棟20室は洗面台のみ配置(トイレなし)

居室の変更：ご契約者から変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況等により施設の可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際はご契約者やご家族と協議のうえ決定します。

(2) 利用に当たって別途利用料金をいただく施設・設備

施設・設備の名称	室数	備考
宿泊室	1 室	遠方よりのお客様がお泊りいただく部屋です。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	常勤
施設長	1
介護職員	30 (常勤換算)
看護師	3 (常勤換算)
生活相談員	2
介護支援専門員	1
管理栄養士	1
医師	1 (非常勤)

〈 主な職種の勤務体制 〉

職員	勤務体制
介護職員	早出 7 : 00 ~ 16 : 00
	日勤 8 : 45 ~ 17 : 45
	遅出 11 : 30 ~ 20 : 30
	夜勤 17 : 00 ~ 10 : 00
看護師	日中 9 : 15 ~ 18 : 15
生活相談員	日中 8 : 45 ~ 17 : 45
介護支援専門員	日中 8 : 45 ~ 17 : 45
医師	日中 14 : 00 ~ 15 : 30

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設ではご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

※別紙、施設利用料金表、オプション料金表に定めるとおりになります。

〈 サービスの概要 〉

① 食事

- ・ 当施設では、管理栄養士の作成した献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事を取っていただくことを原則とします。
(食事時間の目安)

朝食： 8時から 昼食： 12時から 夕食： 18時から

ご契約者の生活スタイルを継続するために食事時間は選択することができます。

② 入浴

- ・ 入浴または清拭を週2回以上行います。
- ・ 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・ ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 健康管理

- ・ 医師や看護師が健康管理を行います。

⑤ その他の支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

⑥ ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画(ケアプラン)」で定めます。「施設サービス計画(ケアプラン)」の作成及びその変更は次の通り行います。

- ①当ホームの介護支援専門員(ケアマネジャー)に施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。
- ②その担当者は施設サービス計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対し説明し、同意を得たうえで決定します。
- ③施設サービス計画は、6か月に1回、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうか確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。
- ④施設サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書、第4条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈 サービスの概要と利用料金 〉

- ① 契約者が使用する居室料
ご契約者のご利用いただくユニット型の居室を提供します。
利用料金：居室に係る料金は一日あたり3,000円
- ② 契約者の食事の提供
ご契約者の栄養状態に適した食事を提供します。
利用料金：一日あたり1,630円
- ③ 特別な食事の提供
利用料金：特別な食事のために要した追加の費用
- ④ 貴重品管理費
一ヶ月 1,000円
- ⑤ 宿泊室
一泊利用料 2,000円
- ⑥ 理髪・美容
〔理髪サービス〕
月に1回、理容師の出張による理髪サービス（調髪・顔剃り）をご利用いただけます。
利用料金：要した費用の実費
〔美容サービス〕
月に1回、美容師の出張による美容サービス（調髪・パーマ・洗髪）をご利用いただけます。
利用料金：一回あたり1,600円～5,300円
- ⑦ 複写物の交付
ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。
一枚につき 10円（A4サイズ）
- ⑧ 日常生活上必要となる諸費用実費
日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。
日用品代 実費相当
- ⑨ 契約書第19条の定める所定の料金
ご契約者が契約終了後、居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了後から現実に居室が明け渡された日までの期間に係わる料金を請求させていただきます。
なお、この期間中においては介護保険による給付があった場合には別紙の料金表により計算した額からこの介護保険給付額を控除することとします。
- ⑩ 入院、外泊中の居住費
入院、外泊等の理由により施設を不在にする期間については、介護保険からの補足給付対象期間（入院、外泊の翌日から当該月6日間）を除き、居住費の基準費用額をご負担いただきます。
- ⑪ オプション料金
別紙に定めるオプション料金表に則りご契約者に負担いただきます。また、ご契約者の希望による個別のサービスを行う場合、講師料、材料代等の実費を頂きます。その際は、事前に連絡いたします。

(3) 利用料金のお支払方法（契約書第5条参照）

前記の（１）、（２）の料金・費用は、一ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので翌月２０日までに事業所が指定する方法（指定口座による口座引き落とし）でお支払いください。

（一ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

【 指定口座：播州信用金庫相生支店 】
※市外の方はみなと銀行の口座も可能です。

(4) 入所中の医療の提供

医療機関の名称	栗尾整形外科
所在地	相生市山崎町２２７－１
診療科	整形外科内科・神経内科・リウマチ科・ リハビリテーション科

医療機関の名称	ファミリークリニックあぼし
所在地	姫路市余部区下余部３６２－１
診療科	内科・小児科・リハビリテーション科

医療機関の名称	室井メディカルオフィス
所在地	揖保郡太子町矢田部３５５－１
診療科	心療内科・整形外科・内科・リハビリテーション科 緩和ケア・精神科

医療機関の名称	大川歯科医院
所在地	兵庫県相生市双葉２－１－３７
診療科	歯科

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。（契約書第１３条参照）

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立または要支援と判定された場合
（※要介護１～２と判定された場合も退所して頂く場合があります。）
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合
- ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照ください。）

- (1) ご契約者から退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第14条、第15条参照）
契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。
その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届けをご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意にまたは過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

- (2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第16条参照）
以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者との解約はやむ得ない場合のみで1ヶ月以上の期間を置き、理由を文書で通知する。
- ⑤ ご契約者が連続して3ヶ月を超えて病院または診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑥ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

契約者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第18条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は以下のとおりです。

- ① 検査入院等、短期入院の場合
1ヶ月につき6日以内（連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。ただし、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。
- ② 上記期間を超える入院の場合
上記短期入院の期間を超える入院については、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再

び施設に入所することができます。ただし、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時に施設の受け入れ準備が整っていない場合には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

〈 入院期間中の利用料金 〉

上記、入院期間中の利用料金について、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。なお、ご契約者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意いただく場合には、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

① 3ヶ月以内の入院の場合

当初から3ヶ月以内の退院が見込まれて、実際に3ヶ月以内に退院された場合は、退院後再び当施設に入所することができます。料金は、入院の翌日から当該月6日間（当該入院が月をまたがる場合は最大12日間）の範囲内で、実際に入院した日数分で利用料金をご負担いただきます。 1日あたり246円（介護保険の定めによる費用の一部）

（3）円滑な退所のための援助（契約書第17条）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- ・ 適切な病院もしくは診療所または介護老人保健施設の紹介
- ・ 居宅介護支援事業者の紹介
- ・ その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者の紹介

7. 残置物引取人（契約書第20条参照）

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。ただし、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めさせていただきます。（契約書第20条参照）当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。また、引渡しにかかる費用については、ご契約者または残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8. 苦情の受付について（契約書第22条参照）

（1）当施設における苦情やご相談は以下の専門窓口で承ります。

こすもす倶楽部	窓 口 担 当 者	中嶋 恵子
	苦情解決責任者	南條 誠
	連 絡 先	電 話 0791-24-0600 FAX 0791-24-0900
	受 付 時 間	午前8時45分～午後5時45分

（2）行政機関受付

兵庫県国民健康保険 団体連合会	連 絡 先	078-332-5618
相生市介護保険担当 係	連 絡 先 受 付 時 間	0791-22-7124 平日午前8時30分～午後5時15分まで

（3）その他苦情受付

第三者委員	担 当 者	: 宮本 慎一
	連 絡 先	: 0791-22-2941
	担 当 者	: 増田 勝三
	連 絡 先	: 0791-22-6465

9. 重要事項の変更

重要事項に記載した内容に変更が生じた場合には、利用者にその内容を記した書類を交付して説明するか、もしくは郵送で通知いたします。

なお、この重要事項説明書に記載した内容に変更が生じた場合には、利用者にその内容を書類で交付して説明するか、もしくは郵便で通知します。

事業者 所在地 兵庫県相生市野瀬 1 3 5 6 番地
 名称 社会福祉法人 あいおい福祉会
 代表者名 理事長 南條 登 印

私は、本書面にて事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所 _____
 氏 名 _____ 印 _____

上記代理人・立会人（代理人・立会人を選定した場合）

住 所 _____

氏 名 _____ 印（続柄） _____